

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月12日

【四半期会計期間】 第28期第3四半期(自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)

【会社名】 トランス・コスモス株式会社

【英訳名】 transcosmos inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼COO 奥田昌孝

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

【電話番号】 03-4363-0140

【事務連絡者氏名】 常務執行役員CFO 本田仁志

【縦覧に供する場所】 トランス・コスモス株式会社 大阪本部
(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第3四半期 連結累計期間	第28期 第3四半期 連結累計期間	第27期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	118,646	123,129	161,208
経常利益 (百万円)	6,188	5,252	8,970
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,401	3,155	4,969
四半期包括利益または包括利益 (百万円)	3,250	3,093	6,141
純資産額 (百万円)	45,933	49,918	48,819
総資産額 (百万円)	88,959	84,842	93,137
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	82.66	76.70	120.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.9	54.9	48.7

回次	第27期 第3四半期 連結会計期間	第28期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	25.22	38.44

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第27期第3四半期連結累計期間および第27期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第28期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて8,295百万円減少し、84,842百万円となりました。このうち流動資産につきましては、6,360百万円減少し、60,335百万円となりました。これは、借入金返済などによる現金及び預金の減少や当社における欠損金に係る繰延税金資産が減少したことなどによるものであります。固定資産につきましては、1,934百万円減少し、24,506百万円となりました。これは投資有価証券の上場株式時価評価による減少などであります。

また、負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて9,394百万円減少し、34,923百万円となりました。これは主に借入金の返済による減少であります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,099百万円増加し、49,918百万円となり、自己資本比率は、54.9%となりました。

(2) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、復興・復旧関連需要を支えに景気は回復を続けてきたものの、海外経済の減速に伴う輸出の低下やエコカー補助金制度等の政府施策の効果が一巡するなど期初をピークに景気後退局面に入ったと見られております。

当社グループの関連する情報サービス業界では、企業がこれまで先送りしてきたシステムリプレイス案件の顕在化やBCP対策・コスト削減ニーズの高まりもあって、IT関連業務やバックオフィス業務のアウトソーシング需要が引き続き増加するなど、総じて市場は拡大基調にあります。

このような状況の下、当社グループは引き続き、新卒採用の拡大や新規事業開発の体制強化、新規受注業務の立上げといった先行投資や一部大型スポット案件の終了などによる収益への影響はあったものの、サービスの高付加価値化、海外展開の加速化など将来戦略に向けて経営・事業基盤の強化に取り組みました。

具体的には、国内では、コスト削減需要の高まりからニアショア型コールセンターの拠点を強化するため、北海道と福岡のコールセンターをそれぞれ新設・拡大いたしました。また、デジタルマーケティング事業においてお客様企業の要望にあわせ、最適なコストで効率のよいサービス体制を強化するため、Webサイト制作・運用を行うニアショア拠点である子会社ウェブ・ワークスの沖縄オフィスを拡張移転いたしました。海外では、東南アジア最大の経済大国であるインドネシアのコールセンター事業に参入するため、インドネシア大手財閥サリム・グループのIT企業であるPT Cyberindo Aditama（ピーテ

イーサイバーインドアディタマ)と、インドネシアにおいてコールセンター事業を行う合弁会社設立に関して基本合意いたしました。また、コクヨ株式会社より、同社の100%子会社で、コクヨグループ向けに中国で人事、総務、経理を中心としたBPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)サービスを提供している国営情報発展(大連)有限公司の持分譲渡に関する契約を締結し、近年の高いBPOニーズに対して、更に安定したサービスが提供できる体制を強化いたしました。その他にも、英語・ヨーロッパ言語圏に進出するお客様企業向けにデジタルマーケティングサービスを提供していくため、アメリカおよびヨーロッパに拠点をもつ総合インタラクティブエージェンシーGeary LSF Group(ゲアリーエルエスエフグループ)と業務・資本提携を行いました。

以上の取り組みの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高123,129百万円となり前年同期比3.8%の増収となりました。利益につきましては、大型スポット案件の終了など売上総利益率の低下により、営業利益は4,790百万円となり前年同期比22.8%の減益、経常利益は5,252百万円となり前年同期比15.1%の減益、四半期純利益は3,155百万円となり前年同期比7.2%の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、売上高は99,983百万円と前年同期比4.7%の増収となりました。また、大型スポット案件の終了や新規受注に伴う先行投資などにより、セグメント利益は3,423百万円と前年同期比27.8%の減益となりました。

(B to B国内子会社)

B to B国内子会社につきましては、売上高は15,917百万円と前年同期比2.9%の増収となり、デジタルマーケティング子会社におけるコスト削減効果などにより、セグメント利益は510百万円と前年同期比8.8%の増益となりました。

(B to B海外子会社)

B to B海外子会社につきましては、韓国におけるコールセンターサービスの受注が好調に推移し、売上高は12,939百万円と前年同期比11.8%の増収となりました。また、オフショア開発において受注の減少に伴う稼働率の低下などにより、セグメント利益は302百万円と前年同期比18.0%の減益となりました。

(B to C子会社)

B to C子会社につきましては、製品のリリース時期の影響などにより、売上高は2,466百万円と前年同期比32.0%の減収となり、セグメント利益は492百万円と前年同期比3.7%の減益となりました。

なお、セグメント利益につきましては、四半期連結損益計算書における営業利益をベースにしております。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み（中期経営計画等）

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、今後も引続き、以下の諸施策に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(i) Marketing&SalesおよびBPO事業領域への取り組み

当社は、全ての企業が共有する至上命題である売上拡大とコスト削減を総合的かつグローバルに支援するため、新たにMarketing&SalesおよびBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）を事業領域として定め、この領域において様々なアウトソーシングサービスを提供していきます。Marketing&Sales事業領域におきましては、コールセンター、モバイル、Web等、企業と顧客との接点によりインタラクティブとなる中、顧客接点の強化に繋がるサービスを創出し、顧客価値の最大化への解決策を提供することで企業の売上拡大を支援していきます。

当社が提供するコールセンターを始めとする諸機能は、お客様企業にとっては自社顧客とのフロント接点となっております。当社が当該機能を担っていることにより気づき得る、当社ならではの顧客分析・コンサルティング能力によって、お客様企業の抱える潜在的ニーズ・タスクを顕在化することで、顧客価値の最大化を実現していきます。さらにEC（eコマース）、スマートフォン、SNS（ソーシャルネットワークワーキング・サービス）といった新チャネルへの対応ニーズにもいち早く取り組み、より最適なサービスの創出と提供を実現していきます。

企業のコスト削減・業務効率化に繋がるBPO事業領域におきましては、お客様企業内のコスト削減ニーズに対し、人が生み出す最適なプロセスを、ITを活用し標準化するという当社の強みを活かし、コスト最適化を実現しております。また、創業以来の実績とノウハウに加え、サービスのデリバリーモデルをオンサイトからニアショア・オフショアへのシフトにより、高い品質を維持したローコストソリューションを実現しています。さらに、サービス領域を従来の顧客サポート部門向け業務、情報システム部門向け業務、営業間接業務等に加え、人事・経理・総務・購買等のコーポレート業務領域へと広げており、より広範なコスト削減ニーズに応えるワンストップサービスに対応していきます。

(ii) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は平成7年に初めて中国に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショアリング開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等、中国・韓国を中心としたアジア市場でのサービス体制の構築・展開を加速させています。韓国ではNo. 1アウトソーサーとしてリーディングカンパニーとなるべく、既存事業（コールセンター・ダイレクトメール・フィールドサービス）に加え、デジタルマーケティング事業を強化し、真のMCMサービスを提供しております。中国では各事業を連携・統合し、中国における当社の

ブランド力・営業力・サービス力を強化、中国市場でMCM事業の確固たる基盤を確立しております。また、有望市場であるEC市場および金融・通信市場においてもさらなる成長を目指すと共に日本市場向けオフショアサービスの低コスト・高品質を追及します。ASEAN・欧米市場への進出につきましては、当社のビジネスモデルを確立すべく、収益機会の確保を目指します。

以上のようなグローバル展開を行うためには、適切なマネジメント運営が必要と考えております。当社では、海外現地人材の雇用促進と育成をするだけでなく、グローバルで認められる独自のマネジメント手法「TCI way」を確立し、ベストプラクティスの標準化・再利用の徹底をグローバルで実現することで、事業とマネジメント手法をリンクさせグローバル展開を加速していきます。

(iii) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えています。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、11名の取締役のうち3名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。運営面では、構成員である各取締役が各々の判断で意見を述べられる独立性を確保し、活発な議論が行われております。例えば当社が現在進めているSNSを活用したデジタルマーケティング機能の提供といった事業展開においては、社外取締役よりその専門的知見を得ることで、当社の事業推進上大きな効果を得ております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化をはかるため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会決議および平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新することといたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりです。

(ii) 本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひい

ては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランにおける所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および、当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の、その時点の当社を除く全ての株主に対する新株予約権無償割当て、またはその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランにおける所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、平成24年6月27日開催の第27回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画等およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。さらに、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足していること、更新に当たり株主の皆様承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社株主総会により本プランを廃止できるものとされていること等株主意思を重視するものとなっております。また、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しての実質的な判断は、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会により行われること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は323百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,794,046	48,794,046	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	48,794,046	48,794,046	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日	—	48,794,046	—	29,065	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,649,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,948,500	409,485	—
単元未満株式	普通株式 195,646	—	—
発行済株式総数	48,794,046	—	—
総株主の議決権	—	409,485	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,800株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数98個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷3-25-18	7,649,900	—	7,649,900	15.68
計	—	7,649,900	—	7,649,900	15.68

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当第3四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
監査役		日色輝幸	昭和8年 1月15日生	昭和31年4月 平成元年1月 平成5年1月 平成9年1月 平成16年6月 平成21年6月 平成24年12月 巴工業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社監査役 補欠監査役 監査役(現任)	(注)3	—	平成24年 12月22日

- (注) 1. 日色輝幸は、平成24年6月27日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任されております。
 2. 日色輝幸は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役の任期は、就任の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		渡邊和志	平成24年12月22日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長 (コールセンターサービス統括 責任者兼海外事業統括責任者兼 サービス推進本部長)	取締役副社長 (サービス統括責任者)	石見浩一	平成24年10月1日
上席常務取締役 (BtoC事業戦略本部長兼デジタル マーケティングサービス統括担当 兼サービス推進本部副本部長)	上席常務取締役 (BtoC事業戦略本部長)	森山雅勝	平成24年10月1日
上席常務取締役 (事業開発部長兼海外事業統括 副責任者兼transcosmos America, Inc. President, CEO)	上席常務取締役 (事業開発部長兼transcosmos America, Inc. President, CEO)	永倉辰一	平成24年10月1日
上席常務取締役 (営業統括責任者)	上席常務取締役 (営業統括責任者兼営業統括 グローバル営業統括部長)	牟田正明	平成24年8月6日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）および第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,585	31,213
受取手形及び売掛金	24,571	24,781
有価証券	—	36
商品及び製品	11	50
仕掛品	520	594
貯蔵品	22	38
繰延税金資産	3,429	1,726
その他	1,926	2,001
貸倒引当金	△372	△107
流動資産合計	66,696	60,335
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,412	3,253
工具、器具及び備品（純額）	2,176	2,259
土地	1,140	1,143
その他（純額）	296	247
有形固定資産合計	7,025	6,903
無形固定資産		
のれん	※1 244	※1 184
ソフトウェア	1,164	1,124
その他	328	310
無形固定資産合計	1,737	1,619
投資その他の資産		
投資有価証券	5,050	3,727
関係会社株式	3,386	3,033
その他の関係会社有価証券	76	79
関係会社出資金	671	734
繰延税金資産	144	553
差入保証金	4,510	4,610
その他	4,141	3,484
貸倒引当金	△303	△239
投資その他の資産合計	17,679	15,983
固定資産合計	26,441	24,506
資産合計	93,137	84,842

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,840	4,781
短期借入金	*2 695	*2 540
1年内償還予定の社債	1,070	820
1年内返済予定の長期借入金	9,059	7,355
未払金	2,868	2,876
未払費用	6,688	7,095
未払法人税等	852	600
未払消費税等	1,779	1,677
賞与引当金	3,232	1,540
その他	1,758	1,713
流動負債合計	32,845	29,001
固定負債		
社債	590	30
長期借入金	7,891	2,846
退職給付引当金	147	155
訴訟損失引当金	2,555	2,555
その他	288	335
固定負債合計	11,473	5,922
負債合計	44,318	34,923
純資産の部		
株主資本		
資本金	29,065	29,065
資本剰余金	20,510	20,510
利益剰余金	13,900	15,533
自己株式	△15,923	△15,923
株主資本合計	47,553	49,186
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	688	69
為替換算調整勘定	△2,924	△2,664
その他の包括利益累計額合計	△2,236	△2,595
少数株主持分	3,502	3,326
純資産合計	48,819	49,918
負債純資産合計	93,137	84,842

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	118,646	123,129
売上原価	97,101	102,327
売上総利益	21,545	20,802
販売費及び一般管理費	15,343	16,011
営業利益	6,201	4,790
営業外収益		
受取利息	42	56
受取配当金	17	26
持分法による投資利益	209	150
為替差益	—	105
デリバティブ評価益	115	139
その他	308	245
営業外収益合計	693	723
営業外費用		
支払利息	312	185
為替差損	276	—
その他	117	74
営業外費用合計	706	260
経常利益	6,188	5,252
特別利益		
関係会社株式売却益	—	1,078
企業立地助成金等	44	45
その他	78	14
特別利益合計	123	1,138
特別損失		
減損損失	87	49
投資有価証券評価損	69	187
その他	67	63
特別損失合計	225	300
税金等調整前四半期純利益	6,087	6,090
法人税、住民税及び事業税	488	798
法人税等調整額	1,827	1,846
法人税等合計	2,315	2,644
少数株主損益調整前四半期純利益	3,771	3,446
少数株主利益	369	290
四半期純利益	3,401	3,155

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,771	3,446
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△25	△623
為替換算調整勘定	△413	118
持分法適用会社に対する持分相当額	△80	152
その他の包括利益合計	△520	△352
四半期包括利益	3,250	3,093
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,950	2,797
少数株主に係る四半期包括利益	300	295

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(連結の範囲の変更) 第1四半期連結会計期間より、株式会社BASIS PLANETは平成24年6月1日付で、当社の連結子会社である株式会社Jクリエイティブワークス(旧 株式会社バンドワゴン)と合併したため、連結の範囲から除外しております。 当第3四半期連結会計期間より、株式会社アレス・アンド・マーキュリーは平成24年12月26日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。 (持分法適用の範囲の変更) 第1四半期連結会計期間より、サイバーソース株式会社は、保有する全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 のれんおよび負ののれんの表示

のれんおよび負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
のれん	341百万円	245百万円
負ののれん	97百万円	61百万円
差引額	244百万円	184百万円

※2 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約等

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
当座貸越極度額および 貸出コミットメント等の総額	6,900百万円	6,900百万円
借入実行残高	430百万円	490百万円
差引額	6,470百万円	6,410百万円

3 偶発債務

前連結会計年度(平成24年3月31日)

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	1,511百万円	1,388百万円
のれんの償却額	141百万円	65百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,357	33	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,522	37	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高および利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	95,306	8,527	11,191	3,621	118,646	—	118,646
セグメント間の内部 売上高または振替高	158	6,939	383	6	7,487	△7,487	—
計	95,464	15,467	11,574	3,627	126,133	△7,487	118,646
セグメント利益	4,739	468	369	511	6,088	113	6,201

(注) 1 セグメント利益の調整額113百万円は、セグメント間取引消去45百万円、のれんの償却額67百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	単体 サービス	B to B 国内子会社	B to B 海外子会社	B to C 子会社	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	99,693	8,512	12,458	2,465	123,129	—	123,129
セグメント間の内部 売上高または振替高	289	7,404	481	1	8,177	△8,177	—
計	99,983	15,917	12,939	2,466	131,307	△8,177	123,129
セグメント利益	3,423	510	302	492	4,728	61	4,790

(注) 1 セグメント利益の調整額61百万円は、セグメント間取引消去26百万円、のれんの償却額35百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間のセグメント損益への影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	82円66銭	76円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,401	3,155
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,401	3,155
普通株式の期中平均株式数(株)	41,144,906	41,144,092
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	普通株式 新株予約権1銘柄 212,400株 上記の新株予約権は平成 23年6月30日をもって権利 行使期間満了により失効し ております。	—

- (注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社は日本GE株式会社（以下「日本GE」といいます。）から、3D-CADソフトウェアの販売取引に関する詐欺行為を発端として、平成19年8月に損害賠償請求訴訟および売買代金返還請求訴訟ならびに譲受債権請求訴訟をそれぞれ提起され、請求棄却を求めて争って参りましたが、上記各訴訟の早期解決のため、平成22年10月、日本GEと訴訟外で和解し、日本GEに対して2,477百万円を支払い、上記各訴訟はいずれも取下げとなりました。上記和解に伴い日本GEの第三者に対する損害賠償請求権の一部を譲り受けたことに基づき、上記損害賠償請求訴訟における日本GEの訴訟上の地位を一部承継し、同訴訟の共同被告らの一部に対して支払を請求しており、現在、係争中であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 尾 泰 則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 豪 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトランス・コスモス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。